

Q&A

ご質問にお答えします

公的年金を受けようになったのですが？

Q

私は、昨年65歳になり公的年金を受けようになりました。昨年中は収入が公的年金のみで148万円ありました。市県民税の申告は必要でしょうか。また、市県民税はかかるのでしょうか。

A

申告の必要はなく、市県民税もかかりません。

65歳以上で公的年金収入が148万円以下の方は、市県民税は非課税に該当しますので、申告の必要はありません。

なお、64歳以下で年金収入が98万円以下の方は、市県民税は非課税に該当しますので、申告の必要はありません。

ただし、公的年金を受給し、次に該当する方は、市県民税の申告が必要な場合があります。

- 1 公的年金以外に他の収入があった方
- 2 「公的年金等の源泉徴収票」の配偶者及び扶養親族の欄等に変更のある方
- 3 公的年金合計額が下の表の『市県民税』の欄の金額を超える方

※1～3にあてはまる方や所得税が差し引かれている方等で、確定申告書を税務署に提出した場合は、あらためて市県民税の申告をする必要はありません。

(参考) 収入が公的年金のみの場合で市県民税・所得税がかからない方

事例	64歳以下		65歳以上	
	市県民税	所得税	市県民税	所得税
本人のみの場合	均等割 980,000円以下 所得割 1,050,000円以下	1,080,999円以下	均等割 1,480,000円以下 所得割 1,550,000円以下	1,580,999円以下
妻がいる場合	均等割 1,470,667円以下 所得割 1,860,001円以下	1,514,666円以下	均等割 1,928,000円以下 所得割 2,220,000円以下	1,960,999円以下

(注) この表は、納税者が公的年金のみの収入の場合で、妻（69歳以下）は、収入がなく、他の納税義務者の扶養家族になっていないものとして計算しています。

※平成23年分から、収入が年金のみで収入額が400万円以下の方は所得税の確定申告が不要となりましたが、控除を追加する場合、または年金以外の収入があり、かつその所得の合計額が20万円以下の場合は、市県民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

(2) 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人と、人格のない社団などにかかる税で、個人市民税と同様に、均等の額を負担していただく均等割と、法人等の利益に応じて負担していただく法人税割とがあります。

◆法人市民税を納める主な法人（納税義務者）

納 税 義 務 者	納める税割	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮や保養所などのみをもつ法人	○	
公益法人等で収益事業を行わないもの	○	

◆税額の計算

$$\boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{法人税割額}} = \boxed{\text{法人市民税額}}$$

①均等割額の計算

$$\boxed{\text{均等割額}} = \boxed{\text{税率}} \times \boxed{\frac{\text{事業所等を有していた月数}}{12}}$$

・均等割の税率は、法人の資本金等の額と従業者数により次のように決められています。

資 本 金 等 の 額 ※1	いわき市内の従業者数	税 率 (年額)
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円
	50人以下のもの	410,000円
10億円を超え、50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円
	50人以下のもの	410,000円
1億円を超え、10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円
	50人以下のもの	160,000円
1,000万円を超え、1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円
	50人以下のもの	130,000円
1,000万円以下の法人等	50人を超えるもの	120,000円
	50人以下のもの	50,000円
①公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ②人格のない社団等で法人とみなされるもの ③一般社団法人及び一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの	—	50,000円

※1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、「資本金等の額」と「資本金及び資本準備金の合算額」を比較して、大きい方の金額を税率の判定基準として適用することになります。

②法人税割額の計算

課税標準は国税の法人税を用いて計算し、複数の市町村に事業所がある場合は、従業者数によりあん分します。

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額（国税）} \times \frac{\text{市内の従業者数}}{\text{全従業者数}} \times \overset{\text{※2}}{\text{税率}} - \overset{\text{※3}}{\text{税額控除}}$$

※2 税率

資本金等の額	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日以後に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率
1億円未満の法人	13.7%	11.1%	7.4%
1億円以上の法人	14.7%	12.1%	8.4%

※3 税額控除

法人税から控除しきれなかった外国税額などを差し引きます。

◆申告と納付

法人市民税は、事業年度終了後一定期間内に、法人が自ら税額を計算して申告し、その税額を納付します。（申告納付）

申告区分		納付税額	申告及び納付期限
中間申告	予定申告	均等割額（年税）の2分の1と、前事業年度の法人税割額の2分の1との合計額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	中間申告 仮決算による	均等割額（年税）の2分の1と、その事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなし、仮決算により計算した法人税額を、課税標準額として計算した法人税割額との合計額	
確定申告		均等割額と法人税割額との合計額 ただし、中間申告により納付した税額がある場合は、その税額を差し引いた額	原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内

- ・事業年度が6か月以下の法人及び、前事業年度の法人税額を基礎とした法人税割額の中間納付額が10万円以下の法人については、中間申告をする必要はありません。
（上記の表の中間申告の納付税額は、事業年度を12か月として計算しています）
- ・均等割のみが課税される公共法人の一部及び公益法人の一部は、毎年4月30日までに均等割額を申告納付します。

②固定資産税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人に、その固定資産の価格に応じて負担していただく市税です。

・固定資産の種類

土 地	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地
家 屋	住宅、店舗、事務所、工場、倉庫、車庫、物置等
償 却 資 産	事業用の構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具・器具・備品

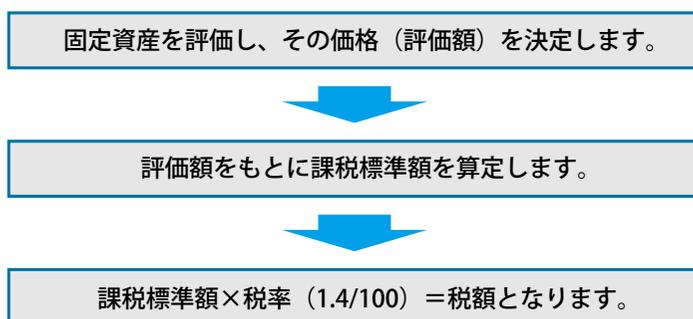
◆固定資産税を納める人（納税義務者）

固定資産税を納める人は、毎年1月1日(賦課期日)現在、いわき市に固定資産を所有している人で、具体的には次のとおりです。

土 地	・土地登記簿に所有者として登記されている人 ・土地補充課税台帳に所有者として登録されている人
家 屋	・建物登記簿に所有者として登記されている人 ・家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人
償 却 資 産	・償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

◆税額の計算

固定資産税額は、次のような手順で税額を決定します。



(1) 固定資産の評価・課税標準額の決定

固定資産の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定し、この価格（評価額）をもとに課税標準額を算定します。

このようにして決定された評価額や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されます。

■土地・家屋

原則として、基準年度(3年ごと)に評価替えを行い、賦課期日(1月1日)現在の評価額を固定資産課税台帳に登録し、第2年度および第3年度は、新たな評価を行わず、基準年度の評価額を据え置きます。(令和5年度は、第3年度になります。)

※第2年度または第3年度において新たに評価を行う場合

- ・新たに固定資産税の課税対象となった土地・家屋
- ・土地の地目の変更、家屋の増改築などによって基準年度の評価額による事が適当でない土地・家屋
- ・地価の下落により、評価額を据え置くことが適当でない土地

●評価の方法

土 地	正常売買価格を基礎として、土地の現況に即して評価します。
家 屋	再建築価格(評価の対象となった家屋と同一のものを建築した場合に、必要とされる建築費)にその家屋の建築後の経過年数によって生じる損耗減価等を考慮して評価します。

●宅地の税負担の調整措置

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準(今年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合)を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置が講じられました。

また、令和4年度においては、景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、商業地等の土地(住宅用地以外の宅地等)に限り、課税標準額の上昇幅を2.5%(現行:5%)とする特別な措置が講じられました。

なお、令和5年度は、既定の負担調整措置が適用されています。

◎地目変更等により、前年度と土地の状況が異なるときは、税額が上昇する場合があります。

◎土地の状況は、登記または現況調査により決定しています。

「負担水準」とは…

「個々の宅地の前年度課税標準額が今年度の評価額に対してどの程度まで達しているかを示すもの」で次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の評価額} (\times \text{住宅用地特例率})}$$

※住宅用地特例率…小規模住宅用地、一般住宅用地については、今年度の評価額に次の特例率を乗じます。

・小規模住宅用地…………… 1 / 6

・一般住宅用地…………… 1 / 3

(小規模住宅用地とは、住宅用地のうち住宅1戸につき200㎡までをいい、小規模住宅用地以外を一般住宅用地といいます。)

宅地の税額は、次の方法により算出します。

●商業地等

① 固定資産税額は、次のとおり求められます。

課税標準額 (令和5年度の評価額×70%) × 税率 = 税額

② ただし、令和5年度の評価額 (以下〔A〕とします。) と比べて令和4年度の課税標準額が以下の場合の土地については、令和5年度の課税標準額は次のとおりとなります。

(ア) 令和4年度課税標準額が〔A〕の70%を超える場合

→ 〔A〕の70%

(イ) 令和4年度課税標準額が〔A〕の60%以上70%以下の場合

→ 令和4年度課税標準額と同額に据え置きます。

(ウ) 令和4年度課税標準額が〔A〕の60%未満の場合

→ 令和4年度課税標準額 + 〔A〕 × 5%

(ただし、上記(ウ)により計算した額が、〔A〕の60%を上回る場合は〔A〕の60%、〔A〕の20%を下回る場合は〔A〕の20%が令和5年度の課税標準額になります。)

●住宅用地

住宅の床面積の10倍までにあたる面積が対象となります。

① 固定資産税額は、次のとおり求められます。

課税標準額 × 税率 = 税額

※令和5年度の評価額に1/6又は1/3を乗じた額 (以下〔B〕とします。)

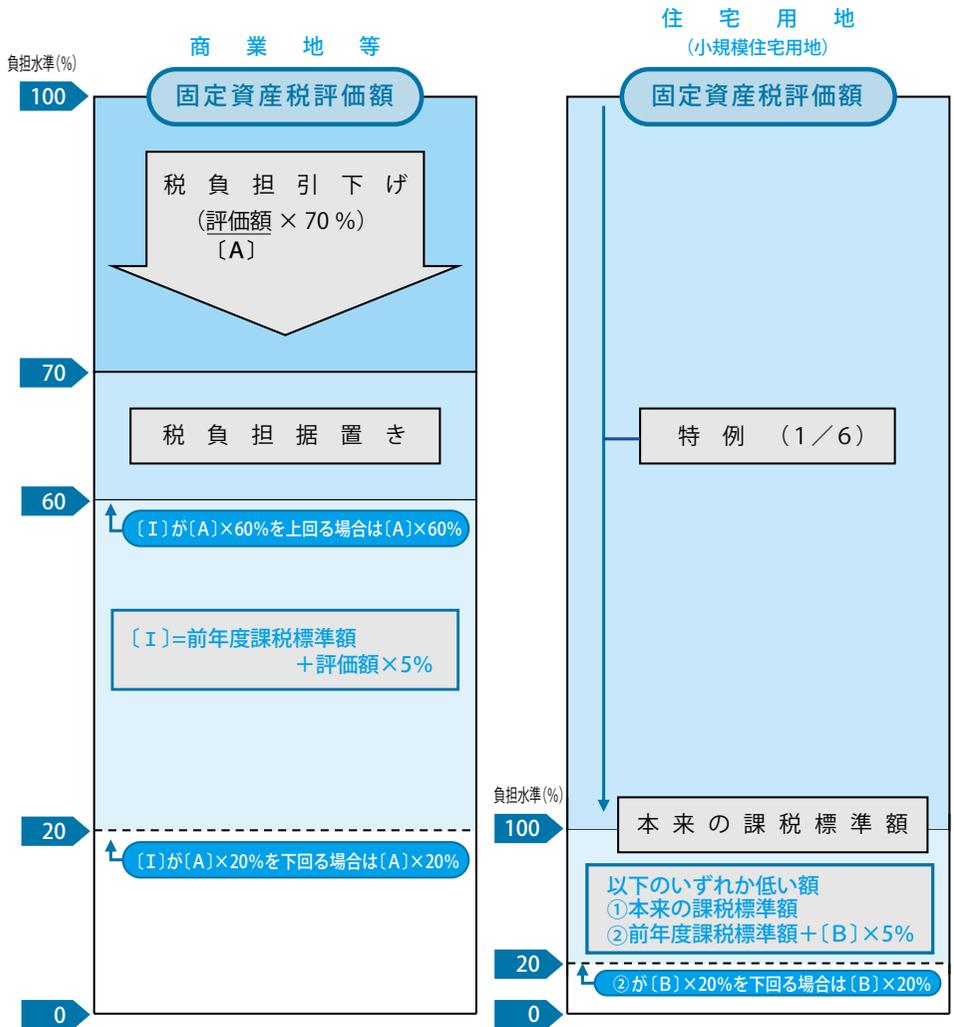
住戸1戸につき200㎡以下の小規模住宅用地は1/6、住戸1戸につき200㎡を超える一般住宅用地は1/3となります。

② ただし、〔B〕が以下の額を超える場合には、以下の額が令和5年度の課税標準額となります。

令和4年度の課税標準額 + 〔B〕 × 5%

(ただし、上記により計算した額が、〔B〕の20%を下回る場合は、〔B〕の20%が令和5年度の課税標準額となります。)

宅地の税負担の調整措置



■償却資産（申告制度）

償却資産の所有者には、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していただきます。この申告に基づき、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮し毎年評価します。

(2) 縦覧制度

縦覧制度は、納税者が、他の土地や家屋の評価額との比較を通じて、自己の土地や家屋の評価が適正であるかどうかを判断できるようにするための制度です。

具体的には次のとおりです。

区 分	内 容
縦覧できる者	<ul style="list-style-type: none"> ・納税者（法人及び共有者を含む） ・納税者の代理人 ・納税管理人等
縦覧に供する帳簿	<ul style="list-style-type: none"> ・土地価格等縦覧帳簿 ・家屋価格等縦覧帳簿
縦覧場所	本庁舎2階 資産税課、各支所内 税務担当窓口
縦覧期間	4月3日から第1期納期限まで（土・日曜日、祝日を除く）
縦覧手数料	無 料
価格についての不服がある場合の固定資産評価審査委員会への審査申出の期間	納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3箇月以内

◆土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿

固定資産税の課税対象となっている土地・家屋について、所在地番順に次の項目を記載し、一覧表示した帳簿です。なお、縦覧の主旨である土地・家屋の評価額の比較という観点から、所有者に関する情報は一切掲載していません。

区 分	内 容
土地価格等縦覧帳簿	所在及び地番、登記地目、現況地目、評価数、課税地積、評価額、都市計画区分、標準地番号
家屋価格等縦覧帳簿	所在及び地番、家屋番号、建築年、種類、調査事由、構造、屋根、階数、課税床面積、評価額、記録番号、経年減点補正率

(3) 免税点

同一の人が、市内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額について右の額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	30万円
家 屋	20万円
償 却 資 産	150万円

◆納税の方法

毎年4月に、納税義務者に納税通知書を送付します。この納税通知書に記載された税額を、年4回の納期限までに納付します。

◆申告・届け出

次のような申告または届け出があります。（一部抜粋）

納税通知書等送付先変更届		・転出等により、住所が変更になるとき
家屋異動届		・家屋を取り壊したとき（取り壊した建物の登記は抹消されません） ・所有権を移転したとき（登記されていない家屋のみ） ・所在地を変更したとき（登記されていない家屋のみ）
住宅用地の申告書		・住宅を建てたとき ・住宅を取り壊したとき ・土地の用途を住宅用地以外に変更したとき
新築住宅に係る固定資産税減額申告書		・新築住宅を建てたとき（事務所、店舗などの非居住用の家屋は除く）
現所有者申告書		・納税義務者が亡くなり、納税義務を承継する相続人を決めるとき
東日本大震災・令和元年東日本台風等に係る特例措置		東日本大震災及び令和元年東日本台風等に係る特例により、次のような資産を所有または取得された方は、固定資産税・都市計画税の軽減措置が適用されます。
①	被災住宅用地 (東日本大震災)	・被災により、滅失・損壊した住宅の敷地を所有している方 東日本大震災 住宅が無くても被災後令和8年度分まで住宅用地とみなす
②	被災代替家屋・代替償却資産 (東日本大震災) (令和元年東日本台風等)	・被災により、被災資産に代わる家屋・償却資産を取得された方 家屋：被災家屋の床面積相当分に代わる新たな家屋の固定資産税・都市計画税を減額 償却資産：被災資産に代わるものとして取得・改良した償却資産の固定資産税を減額 東日本大震災 家 屋 新たな家屋を取得した翌年度から4年度分を2分の1減額、その後2年度分を3分の1減額 償却資産 新たな償却資産を取得した翌年度から4年度分を2分の1減額 東日本台風等 新たな家屋・償却資産を取得した翌年度から4年度分を2分の1減額 ※取得期間：令和元年10月12日から令和6年3月30日
③	被災代替住宅用地 (東日本大震災)	・東日本大震災により、被災資産に代わる土地を取得された方 東日本大震災 住宅が無くても取得後3年度分を住宅用地とみなす
④	原子力災害区域地域内資産の代替資産 (東日本大震災)	避難指示区域再編後の帰還困難区域・居住制限区域の資産に代わる住宅用地・家屋・償却資産を取得された方 (区域の詳細については、区域内の市役所・町村役場に問い合わせください。)

上記の申告書等は、いわき市のホームページ(<http://www.city.iwaki.lg.jp/>)よりダウンロードするか、いわき市役所資産税課(家屋異動届については、各税務事務所にも配置)で直接お受け取りください。

※上記の申告・届出以外にも様々なケースがありますので、直接お問い合わせください。

電話 資産税課 土地係 0246 (22) 7430、7431
家屋係 0246 (22) 7432、7433
償却資産係 0246 (22) 7434

◆特例措置

■新築住宅に対する固定資産税の減額措置

新築した住宅で次の条件に該当するものは、新築後3年度分（長期優良住宅は5年度分）、1戸当たり居住部分120㎡以下の部分の固定資産税が2分の1に減額されます。

構 造	減 額 期 間 ※		床 面 積 要 件
	新築住宅	長期優良住宅	
① 一般の住宅(②以外)	3年度分 (R5～R7年度)	5年度分 (R5～R9年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・専用住宅：50㎡以上280㎡以下 ・一戸建以外の共同住宅：一区画当たりの床面積40㎡以上280㎡以下 ・併用住宅：居住部分の割合が2分の1以上で、床面積50㎡以上280㎡以下
② 3階建以上で耐火構造の住宅	5年度分 (R5～R9年度)	7年度分 (R5～R11年度)	

※()内の減額期間は、令和4年中に新築された住宅に対するものです。

■住宅用地に対する課税標準の特例措置

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。居住用家屋（住宅）の敷地となっている土地（住宅用地）については、次のとおり計算された額が課税標準額となります。

○住宅1戸につき

・面積が200㎡以下の部分 (小規模住宅用地)の課税標準額	評価額の1/6
・面積が200㎡を超える部分 (一般住宅用地)の課税標準額	評価額の1/3

※住宅用地として認められる面積は、住宅の床面積の10倍が限度です。